

## LLP コンソーシアム協会 設立に関する基礎知識

LLP( Limited Liability Partnership : 有限責任組合 )は、株式会社や有限会社などと並び、「有限責任事業組合」という新たな事業体で、成功している LLP は、JR 東日本、NTT ドコモ、ビットワレット、JCB が「電子マネーSuica」の普及を目的とした組織などがある。

具体的には、次の4つの特徴がある。

構成員全員が有限責任（資本提供が必要、取締役や監査役を設置する必要なし）

損益や権限の分配が自由に決められることができる内部自治（構成員の合議性）

構成員課税の適用（損益はすべて出資者に分配し LLP には課税されない）

存続期間を明確にすること（中途解散事由を明示することができる）

LLP が取引先等との契約は、組合員の肩書き付き名義で、取引先等との契約を締結し、契約の効果は、当該組合員のみでなく LLP の全組合員に及ぶことになる。

この契約には、売買契約、雇用契約、業務委託契約、ライセンス契約など LLP の事業に必要な多様な契約が該当する。

LLP での財産（不動産、動産、知的財産）の所有形態は、組合員全員の合有財産として、不動産や動産、知的財産を所有することとなる。よって、

組合財産を、組合員固有の債務に対する債権者が差押えできない。

不動産登記制度上、分割禁止の合有財産であることを公示するため、共有物分割禁止の登記を行い、かつ、LLP の組合契約に基づく不動産である旨を表示できる。

同様に、知的財産（特許、実用新案、意匠、商標）についても、組合員の共同出願による合有となり、組合における共有財産を自由に分割したり持分を処分したりできず、「合有」と呼ばれている。

LLP では、設立時に貸借対照表を作成し、毎事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、及びその附属明細書の作成が義務付けられている。しかし、これらの財務諸表については、組合の主たる事務所に備え置き、債権者からの求めに応じて開示することとなっているが、これらの財務諸表を、公告する義務はない。

LLP Marsit Scoety の共有特許はネットワーク構築方法であり、LLP の合有財産になるために、専用伝送路・情報コンセントのソフトやハード製品・アプライアンス製品を、LLP が通常実地権を許諾しない限り、業としてその生産、譲渡等若しくは輸入ができません。

根拠は特許法101条（権利侵害とみなす行為）であり、次の法文である。

「特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物（日本国内において広く一般に流通しているものを除く。）であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為」

# LLP 有限責任事業組合 Marsit 協会 定款作成たたき台

## 第1章 総 則

### 第1条（名称）

この協会の名称は有限責任事業組合マーシット協会とし、英文表記を Limited Liability Partnership Marsit Society（略称 LLP Marsit Society）とする。

### 第2条（所在地）

本協会の所在地は、日本国兵庫県西宮市東町1丁目13番5号108 とする。

### 第3条（基本理念）

本協会は、主に住宅設備ホームネットワークに関する知的財産を基礎として、協会員が有する技術を統合することによって具現化し普及を推進する。協会員は次の者で構成し兼務することを妨げない。

- 1．理事；本協会の総括運営管理を行なう組合員に所属する自然人。
- 2．法人正会員；ネットワーク基幹部材を含有する機器の製造・販売を行う法人。
- 3．アプライアンス会員；基幹部材に接続可能な機器またはノウハウの販売を行う団体。
- 4．一般会員；基本理念に賛同する法人・団体・個人。

### 第4条（協会事業期間）

【事業開始日】 2007年 月 日

【存続期間】 事業開始日より2025年7月20日まで。

【中途解散事由】 第5条に規定するすべての特許権が消滅した時。

## 第2章 事 業

### 第5条（含有する知的財産）

ホームネットワークに関する知的財産は次の各号であり、本組合員が合有し、法人正会員およびアプライアンス会員は特許および実用新案の通常実施権を有し、すべての構成員は商標の通常実地権を有する。

- 1．特許 PCT/JP95/00653（公開WO96/031968 日本国 3338059）  
名称：転送識別と調停機構を有するコンピュータ用ネットワークシステム
- 2．特許 PCT/JP99/04284（公開WO01/011829 日本国 3610559）  
名称：トークンによる調停機構を有するネットワーク
- 3．特許 PCT/JP2005/013360（公開WO07/010606）  
名称：3ステートアドレスを利用するネットワークシステム
- 4．商標 Marsit
- 5．本協会の研究開発事業によって取得した特許・実用新案

## 第6条（事業目的）

本協会は基本理念を遂行するために次の事業を行う。

- 1．ホームネットワークに関する研究開発事業
- 2．技術文書の作成・配布および研修事業
- 3．ホームネットワークの広告・宣伝事業
- 4．その他前各号に付帯する一切の業務

## 第3章 構 成 員

### 第7条（理事）

本協会の理事は、有限責任事業組合契約に関する法律が定める登記簿に記載されている組合員の職務執行者である。

理事は法人正会員倫理規定・アプライアンス会員倫理規定・一般会員倫理規定を起草し、理事が所属している法人は本協会の法人正会員の権利を有する。

### 第8条（法人正会員）

本協会の法人正会員は、理事が承認した法人であり次の各号の権利と義務がある。

権利；本協会の合有財産である知的財産の通常実施権。

義務；通常実施権を行使できる範囲に応じた協会参加費を支払い、法人正会員倫理規定を遵守する。

### 第9条（アプライアンス会員）

本協会のアプライアンス会員は、法人正会員の過半数または理事が認めた団体であり、次の各号の権利と義務がある。

権利；本協会の合有財産である知的財産のうちアプライアンス種別を規定した区分表に対応した通常実施権。

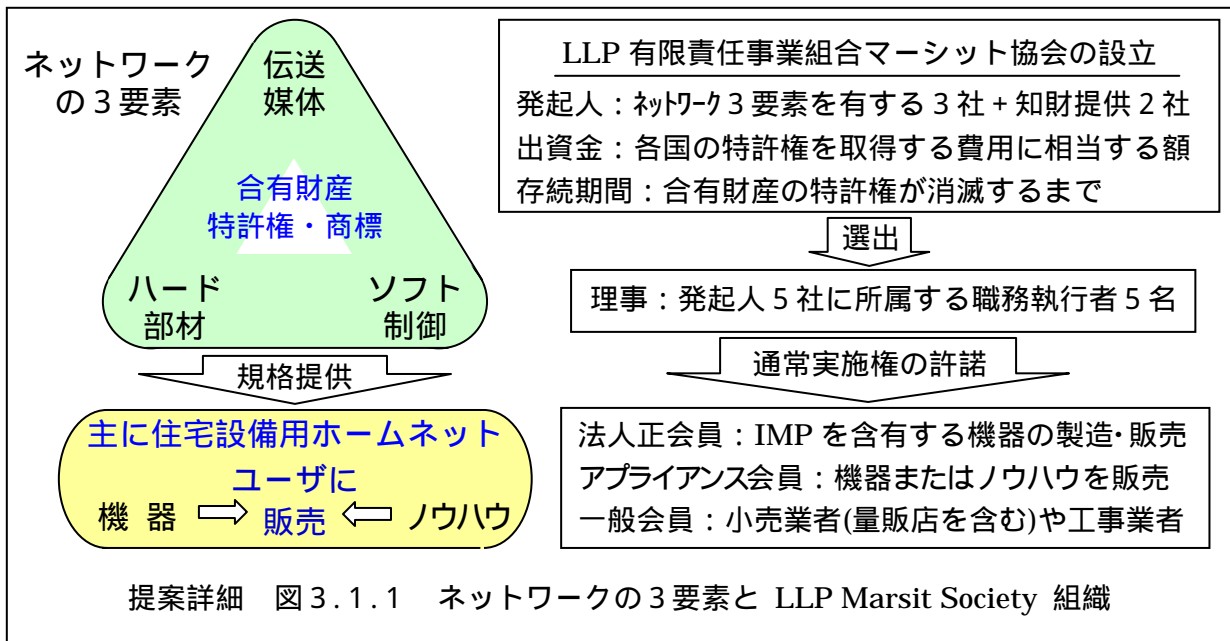
義務；通常実施権を行使できる区分表に応じた協会参加費を支払い、アプライアンス会員倫理規定を遵守する。

### 第10条（一般会員）

本協会の一般会員は、基本理念に賛同する意思を文書で協会に提出した法人・団体・個人であり、次の各号の権利と義務がある。

権利；本協会の合有財産である商標の通常実施権。

義務；商標の通常実施権を行使できる協会参加費を支払い、一般会員倫理規定を遵守する。



## 倫理規定の骨子

### 一般会員倫理規定：

一般会員は、本協会の共有財産である商標 Marsit を掲げて、製品販売・ネットワーク工事を行なう権利を有する。量販店や工事業者は様々なメーカー品を取り扱っているため、商標 Marsit を宣伝材料に使えるようにする。

販売・工事に関する既得権を主張する業者は、一般会員になることができない。

### アプライアンス会員倫理規定：

アプライアンス会員は、エアコン・TV・冷蔵庫・風呂設備などのハードウェアを自社製品として製造業者、および、制御パソコンなどにインストール可能なソフトウェアを提供する業者である。これらの業者に 4万円/年・種別 によって、通常実施権を許諾する。なお、業者区分は製品の設計・改造・製造を担当する団体単位（大企業であれば課）とする。

製品区別された競合アプライアンス会員は各国が示す特許排他地域ごとに3団体以内とし、基幹部材 IMP(Interface Messenger Processor)製造を担う法人正会員に対し、通常実施権による排除を求めることができない。製品区別の例 = <http://www.marsit.info/katei/> を参照

### 法人正会員倫理規定：

法人正会員は、ネットワーク基幹部材または基幹部材を含有するアプライアンス機器を製造し、一般会員またはユーザに提供する法人である。

法人正会員になるには、アプライアンス会員および利害関係を生じる恐れのある他の法人正会員に対し、通常実施権による排除を求めない誓約書提出が必要である。また、基幹の主要部材を他社へ販売や譲渡するには、特許法 101 条により協会を介在させなければならない。